

No.31

2020.8.20

千葉県栄養士会雑誌

CHIBA DIETICIAN SOCIETY MAGAZINE



公益社団法人

千葉県栄養士会

CONTENTS

学術研究

子どもの貧困とは何か — 実態と取り組み — ————— 2

実践事例報告

柏市行政栄養士業務関係資料の作成 ————— 5

入院時栄養指導介入した

患者の外ら継続指導での指導成果について ————— 6

地域と連携した授業「減塩」への取組 ————— 7

2019年9月台風15号における職場栄養調査の結果報告 ————— 8

学術研究

子どもの貧困とは何か

－ 実態と取り組み －



放送大学／千葉大学名誉教授
宮本 みち子

はじめに

貧困化する家族の子育て問題は、21世紀の重大な課題になっている。グローバル経済化、脱工業化、脱近代化の趨勢は、家族の福祉追及機能を弱め、子どもの人権擁護と次世代の育成に新たな課題を提示している。これらの現象は、家族の多様化・個人化・脱制度化とも関係している。その実態と背景を具体的に探り、子どもの貧困に関する社会政策の位置づけを見る。

1. 子どもの貧困とは何か？

貧困とはどういう状態をいうのかをおさえておきたい。貧困は、経済的資本、人的資本、社会関係資本の三つの資本の欠如・欠落した状態と定義できる。物的資源や生活に必要な資源の欠如（経済的資本の欠如）が基にあって、つながりの欠如、近隣・友人との関係性、学校・労働市場への不参加（社会関係資本の欠如）につながり、同時に低い教育水準のために雇用の可能性が低く、収入を得る能力の欠如（人的資本の欠如）がもたらされる。以上の3つの欠如が重なった状態にある人々が最も困難を抱えているといえるⁱ。

2007年の国連総会で、「子どもの貧困」とは単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識が示された。この新しい定義によれば、「子どもの貧困」の測定は、一般的な貧困のアセスメント（しばしば所得水準が中心となる）と一緒にしてはいけないことになる。なぜなら栄養、飲料水、衛生施設、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要があるからであるⁱⁱ。

貧困の増加は社会的ネットワークを持つことができず、社会参加の機会を喪失し、社会的標準とされている諸権利へアクセスできない層が増加していくことを意味する。このような現象を「社会的排除 social exclusion」という。社会的排除は、物質的・金銭的欠如だけでなく、住居、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、しだいに社会の周辺に追いやられる動的プロセスを問題とする用語である。1980年代のフランスで最初に提唱された概念で、従来の「貧困」という概念を補完する基本理念として、欧州連合をはじめ多くの先進諸国で使われるようになった。その対は「社会的包摂 social

inclusion」である。

貧困と社会的排除という現象は、年齢・性別・社会階層・人種や民族・地域によって、それぞれの特徴が見られる。そのなかで、子どもの貧困と社会的排除のリスクは先進国が新たに抱える重大な課題となっているのである。

2. なぜ子どもが貧困に陥るのか？

第二次世界大戦後の経済発展を通して、先進国では貧困が一掃されたと広く信じられてきた。働きたい人に仕事が行き渡り（完全雇用）、賃金水準が上昇したこと、福祉国家政策がその背景にあった。しかし、1980年代に入ると貧困は急速に増加し、90年代にはその傾向がより強まる。経済協力開発機構（OECD）の『格差拡大の真実—二極化の要因を解き明かす』は、近年、グローバル化、情報通信技術の広がり、熟練労働者が優位になる技術進歩、世帯構造の変化、政府の諸政策の課題などの諸要因が組み合わさって、多くの加盟国で所得格差に影響を及ぼしている現状を詳細に分析している。

OECD加盟国の子どもの貧困率は、2014年に約13%の増加傾向にある。ここでいう子どもは18歳未満をさし、貧困とは、各国の1人あたり可処分所得水準の中央値の半分未満の所得で生活している場合をいう。ただしこの定義は万能ではない。所得の中央値は景気が良ければ高くなり、景気が悪ければ低くなるため相対的貧困率だけでなく、ある時期の所得の中央値を固定してそこから所得の減少をとらえる固定貧困率も見ていく必要があると指摘されている。

貧困を示す指標には議論の余地がある。EUやOECDなどは、「物質的剥奪」という指標を使っている。生活に必要なモノやサービスを経済的な理由で享受できない状態にあるかどうかで生活水準を測る方法である。これには玩具やゲーム、修学旅行の参加費、インターネットの接続料金などが含まれる。日本にも、所得を基準とした相対的貧困率だけでなく、実際の暮らしを知るための指標が必要だと考えられるⁱⁱⁱ。

日本においては、1990年代半ばから10年くらいの時期に実社会に出た世代を就職氷河期世代という。この世代が親となるタイミングとも重なった結果、貧困家庭で育つ子どもが顕在化するようになった。親になった人々の貧困と同時に結婚して親になることのできない人も増加した。もう少し詳しく見ると、1995年に1000万人を突破した非正規雇用の人々が2015年にはほぼ倍になっている。雇用改善がいわゆる近年でもその比率は増大を続けている。かつての非正規雇用は主婦のパートタイム労働が主で、夫の給与における配偶者控除の受給資格や年金の第三号被保険者の地位を維持できる水準（家計補助水準）に押さえられていた。それが近年になると、この給与水準で世帯の生計を担わなければならないのである^{iv}。

3. 子どもの貧困の実態

(1) 母子世帯の貧困と子ども

子どもの貧困がもっとも顕著にみられるのは母子世帯である。厚生労働省の「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、母子世帯の母自身の平均年間収入は

243万円で、そのうち母自身の就労収入は200万円、世帯の平均年間収入は438万円となっている。母子世帯の平均年間収入は、「国民生活基礎調査」による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、半分に満たない水準にある。また母子世帯の母の預貯金額は、4割が「50万円未満」である。母子世帯の経済状態が悪い最大の原因は、母自身が働いて得られる賃金水準が低く、親族と同居するか、社会保障給付（児童扶養手当や生活保護費など）がなければ生活の維持が困難という例が多いことにある。

このように、日本の母子世帯の貧困の直接の原因は、働く女性の賃金水準が全般的に低いことや、子どもを育てながらフルタイムの仕事に従事することが困難なことにあるが、そのほかに、離婚後の子どもに対する父親の養育費の支払い不履行が非常に多いことも原因のひとつである。母子世帯になった理由は、離婚が8割、死別が2割と離婚が多いが、離婚による母子世帯のうち養育費を受けているのは24%と少なく、平均月額4万3千円である。母子世帯の42.9%が養育費の取り決めをしているにもかかわらず、不履行のケースが多いのである。

子どもの貧困は、離婚の増加など家族の変容と密接にかかわって進行している。しかし、家族の変容は、雇用状況の悪化による家計経済の悪化や、メンタルヘルスの悪化の結果であるとも少なくない。両者は密接にかかわっているため、家族の変容が原因だと単純にいうこともできない。

ところで、他の先進諸国と比較すると日本の母子世帯の母親の就業率は高く、8割強が働いている。生活保護を受給している母親でも半数は働いているのである。イギリスの母子世帯の母親の就業率が約5割、アメリカやスウェーデンでは約7割という数字と比較しても日本の母親の就業率は非常に高い状態にある。これは、母子世帯に対する所得保障の機能が弱いことを表している。

(2) ふたり親世帯の貧困と子ども

さて、子どもの貧困は必ずしも母子世帯にのみ見られるものではない。子育て世帯の貧困化が進んだのは、ひとり親かふたり親にかかわらず低所得世帯が増加したからである。貧困世帯の子どもの7割がふたり親世帯で育っていることは、海外と異なる状況といえる。

子育て世帯のなかで貧困が固定化しやすいのは、低学歴、母子世帯、有配偶でも夫の就業が不安定な場合である。学歴が低いほど貧困率は高く、高校中退を含む中卒者の約3割は貧困状態にある。本人の学歴は親の学歴と相関している。このようなケースの場合、夫婦の実家にも援助できる余裕がないことや、不安定就業から脱出できるだけの教育水準や職業能力の未形成、文化的資源の乏しさなどが重なって、世代を超えて貧困が継承される傾向が見られることに注意する必要がある。

(3) 貧困の連鎖

家庭の貧困は、単にお金がないという問題に留まらない。子どもの虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)、精神疾患その他の病気、自殺念慮(死にたいと思う気持ち)、犯罪、破産による家庭崩壊など、さまざま

に複合的な困難が絡まっていることが少なくない。そのことが、子どもの成長を阻害する家庭環境となり、子どもの将来を不安定なものにしている。子どもの貧困を見る際、貧困が一代だけの現象なのか、それとも親の代から続いているものなのかは重要な点である。実際には貧困の固定化と世代間連鎖の傾向が強まっている。バブル崩壊と就職氷河期より後の世代では、子ども時代の生活困窮が家族形成後の生活困窮へと継承される度合いが強まっていると指摘されている。これを子どもの側から見ると、困窮層の子どもの4割ほどは、親の世代も困窮状態だったことがわかる。

貧困の連鎖に関するイギリスの研究を引いてみよう。1970年生まれを対象にした縦断調査の結果から、子どもにダメージを与える大きな要因としてつぎの7つがあげられている。①親がひとりも就業していない世帯、②質の悪い過密な住居に居住、③親に職業資格がないこと、④母親の精神疾患、⑤親の重病、障がい、虚弱、⑥低所得、⑦食料や衣料の購入ができない貧困、である。分析の結果、13~14歳の子どもで、5つ以上の不利を抱えた家庭に育った子どもは、何もない家庭の子どもに比べて36倍も学校から排除される傾向があり、里親か養護施設での生活を経験しているか、警察沙汰の経験を6倍も多くしているという^v。また、子どもが30歳の時点で複合的な生活困難を経験する割合は、子ども時代に4つ以上の不利を経験した場合には70%にも達するのに対して、その経験をしていない場合は5%と少ないという。

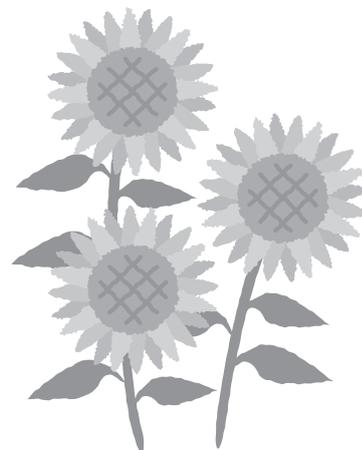
イギリス政府は、親子関係を通じて子どもが被るリスクが子ども自身と社会の両方にどのようなコストとなるかを試算している。それによると、子ども自身のコストとなるばかりでなく、社会から排除され底辺に沈殿する層を生み出すことによって社会の統合性が脅かされ、そこから発生する膨大なコストを社会は負担しなければならないという。

4. 子どもの貧困を解消するための取り組み

では、子どもの貧困の解消に向けて何を必要とするのかを整理してみよう。第一は、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援である。子どもの心身の健全な成長を考えたとき、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等教育段階へと、問題発見と支援を切れ目なくつなげていかなければならない。さらに、高校や大学等へ進学したとしても、中途退学等により就業や生活の場面で困難をきたす場面も見られる。したがって、高校・大学等を卒業、就職して、社会的に自立できるまでの支援体制を構築することが必要である。

より具体的にいえば、子どものライフステージに応じ、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て、居場所の提供・学習支援、若者の就労支援、保護者の就業・生活支援等が有機的に連携し、切れ目なく必要な支援が提供される仕組みをつくることが鍵となる。そのためには、関係機関が必要な情報を共有し連携体制を強化すること、そのための人材育成を進める必要がある。

第二に、支援が届いていない、あるいは支援が届きにくい子どもや家庭への支援を強化する必要がある。支援の現場には、衣食住の基礎的なニーズが満たされない生活をしている世帯や、親が働いていても生活が困窮している世帯もある。また、虐待その他の理由により社会的養護を受けるに至った子どもたちの中には、生活困窮の家庭に育ち、早い段階での介入・保護がなかったために立ち上がることができない例もあり、施設を出ても自力で安定した生活を営めず、貧困の連鎖を起こすこともある。周りがこうした声を上げられない子どもたちに気付けるかという視点が必要で、早期に発見して、早期に手を打っていくための様々な把握のツールを準備しておくことが必要である。



5. 子どもの貧困に対する社会の理解を広める

近年、各地域で子ども食堂の取り組みが行われるように、子どもの貧困に関する社会の認識は広がったとはいえ、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根深く存在している。子どもの貧困を解決するには、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体の理解を深めることが欠かせない。まずは行政、学校、保健福祉等の専門機関が率先して、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることを位置づける必要がある。また、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちを支援する環境を社会全体で構築し、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参画できるようにしていく必要がある。

参考文献

- 阿部彩『子どもの貧困Ⅱ-解決策を考える』岩波書店、2014年
末富芳編著『子どもの貧困対策と教育支援』明石書店、2017年
松本伊智朗／湯澤直美編著『生まれ、育つ基盤』明石書店 シリーズ 子どもの貧困1、2019年
松本伊智朗・湯澤直美・平湯直人・山野良一・中嶋哲彦編著『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ出版、2016年

- i 阿部彩『子どもの貧困』岩波書店、2008年
ii 山野則子編著『子どもの貧困調査』明石書店、2019年
iii 同上
iv 富阪キリスト教センター編『奪われる子どもたち』教文館、2020年
v 同上、第2章、59-65頁

図書紹介

図書名：料理上手になる食材のきほん

著者名：野崎洋光

出版社：世界文化社 価格：1,600円（税別）

著者は、言わずと知れた日本料理店「分とく山」の総料理長で栄養士でもあります。長年にわたってたくさんの食材と向き合い、日本各地を訪ねる旅を重ねる中で古来から使われてきた、食材にまつわる様々な知識の集大成として執筆された本です。野菜、米、豆、きのこ、種実、豆腐、肉、卵、魚介、海藻、だし素材、調味料など一つひとつを取り上げ、由来や特徴、旬の時期、産地、栄養と料理する上でのコツまで網羅されています。食材本来の味・香り・歯ごたえを生かすための下処理の方法・適温についてもわかりやすく解説されており、まさに“料理上手になる食材の基本”が詰まった一冊です。

冒頭から順に読み進めるのも良いですが、カテゴリーや食材を個別にピックアップして、好きなところから読むのも楽しい本です。個人的には料理のポイントが簡潔にまとめられている「料理のコツ」や「コラム」欄が、日々頭を悩ませている家庭での料理のヒントとなりました。Kindle版も出ています。楽しめる読み物として是非ご一読ください。

千葉県立保健医療大学 谷内 洋子

実践事例報告

「柏市行政栄養士業務関係資料」の作成 柏市行政栄養士のスキルアップと 他課連携推進に向けて

柏市栄養士業務連絡会
柏市保健所 地域保健課 磯村 直美

【目的】

平成20年度に柏市が中核市になったことに伴い、保健所が設置された。また、同時期に特定健診・特定保健指導が開始されたことにより、柏市の行政栄養士としての業務内容が拡充された。このことを契機に、栄養士のスキルアップと他部署との連携推進を目的として取り組んだ経緯と内容について報告する。

【方法】

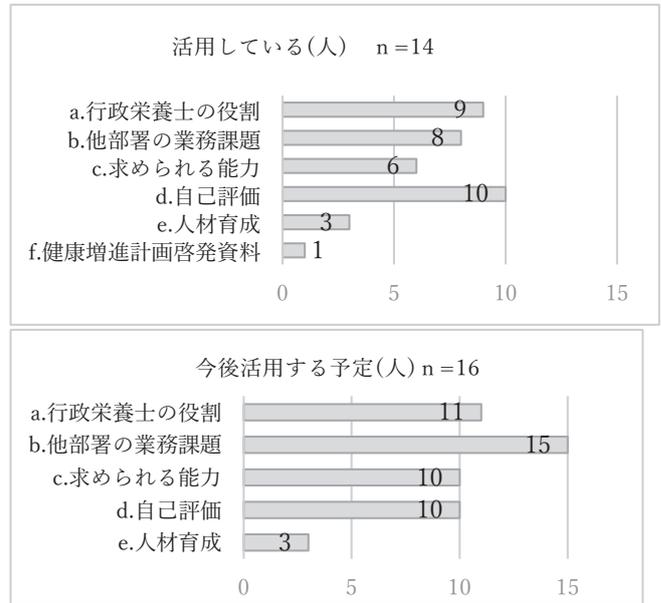
- 1) 柏市栄養士業務連絡会（以下、連絡会）の立ち上げ
『市民の生涯を通じた栄養改善・健康増進の継続的な支援を推進すること』を目的とし、4部7課に配置されている栄養士が専門的な知識と技術を習得し、連絡調整及び業務研究を行う。また、他部署の業務を知る機会並びに、ジョブローテーションの備えとする。
- 2) 「柏市行政栄養士業務関係資料」（以下、資料）の作成と活用状況の把握
行政栄養士として必要な情報を収載した資料を作成する。資料の活用状況を把握するため、行政栄養士全員を対象とした全体研修や活用状況に関するアンケートを実施する。

【経過及び結果】

- 1) 平成20年度に連絡会を立ち上げ、年2回の連絡会を実施し、各課の業務内容や課題を共有する中で、柏市の行政栄養士としての役割、求められる専門的な能力等を整理することが今後の人材育成にもつながることを確認した。栄養士業務を遂行するにあたり、必要な情報を必要な時に活用できるよう、資料を作成することとした。
- 2) 平成28年～平成29年度の業務連絡会で各部署の情報を共有し、内容の検討を重ねながら資料を作成した。資料には、「市の重点的な取組」「行政栄養士の役割」「各部署の業務課題」「求められる能力」と、人材育成の観点から「職層・部署毎の目標」「具体的な行動」「評価の視点」を収載した。平成29年度3月に資料が完成し、各課へ配布した。平成30年度は個人で活用し、令和元年度の全体研修会で、資料を活用したグループディスカッションを実施した。
- 3) 資料の活用状況は、グループディスカッションの内容、アンケートから把握をした。アンケート結果より、資料を活用している人は5割で、人材育成や異動先の事業内容・課題の把握に活用していたことが分かった。現在活用していない5割の人も、今後活用したいと回答していた。活用したい目的としては、活用している、

していないにもかかわらず「他部署の業務・課題を知ること」が多かった。（図1）グループディスカッションで出された意見では、「他部署の業務を知りたい」「共働で柏市の課題に取り組みたい」「専門的な知識を習得したい」等、他部署と連携した業務展開やスキルアップにつながる意欲がうかがえた。

図1 資料の活用状況（複数回答有）



【考察】

グループディスカッションやアンケートより、「他部署の業務・課題を知ること」「専門的な知識の習得」が必要だと感じている人が多いことが分かった。今回の取り組みの一つとして作成した資料が、個人のスキルアップと他部署の業務の理解・連携の一助になると考える。初めて行ったグループディスカッションは、普段交流の少ない部署の栄養士と業務内容について情報交換を行うことができた。このことにより、異動経験のない栄養士がジョブローテーションを具体的にイメージしたり、横のつながりを身近に感じることもできる有意義な場となった。食育をテーマにした話し合いでは、他部署との連携も視野に入れた取り組みのアイデアがたくさん挙げられた。

連絡会を立ち上げ10年が経過した昨年度は、部署を超えた市全体の栄養士が初めて一堂に会する機会を持つことができた。「連携」と言葉で表すのは簡単だが、具体的な実践は難しい面もある。引き続き、関係部署で連携することで効果的な展開が見込まれる事業等をテーマに話し合いを重ね、実践につなげていくことが取り組みの推進につながると考える。

今後も連絡会を継続しながら、資料を定期的に見直し、内容をさらに充実させ、柏市行政栄養士のスキルアップや連携推進につながる体制整備を図っていきたい。

入院時栄養指導介入した患者の 外来継続指導での指導成果について

医療法人SHIODA 塩田記念病院
栄養科 戸矢 静華



【目的】

当院では、循環器内科の入院治療において心臓カテーテル治療（PCI）を行っており、緊急での治療も多く行われている。カテーテル治療後の心臓リハビリテーションパスに栄養指導も教育カリキュラムに組み込まれており、入院中と退院後に指導を行っている。今回入院時から退院後にかけて継続的に栄養指導を実施している症例を報告する。

【方法】

心臓リハビリテーションプログラムに沿って入院時栄養食事指導を実施。2週間のプログラムでは初回と退院前の2回の介入とする。

初回の指導においては、入院中の食事内容についての説明と、食事制限の目的を主に指導する。2回目（退院前）指導においては、具体的に退院後の食事療法についての大きな目標と、次回外来までの具体的な目標を設定し、方法を確認する。

退院後の初回外来診察日に外来での初回栄養指導を実施、その際は退院時に設定した目標の達成に関して評価し、継続指導の必要性を判断、必要な場合は診察日ごとに経過を確認しながら継続指導を行う。

【症例・結果】

58歳男性、会社員、2か月前からの全身倦怠感と浮腫を主訴に当院総合診療科外来受診、院内紹介の循環器内科受診にて、うっ血性心不全と診断され入院。未治療の糖尿病があり、インスリン治療を同時に開始した。入院時に緊急心臓カテーテル治療も検討されたが、全身状態の改善を優先し、状態が落ちついた状態でのカテーテル治療を行った。

<入院時身体所見>

身長 175.5cm、体重 90.4kg、BMI 29.4kg/m²、最大体重 92kg（49歳時）血圧164/101 mmHg

<入院時検査所見>

HbA1c 10.3%、BS 228mg/dl、AST 30 U/T、ALT 37 U/T、 γ -GT 46 U/T、Cre 1.0mg/dl、

BUN 15.0mg/dl、UA 10.3mg/dl、TG 162mg/dl、LDL-c 148mg/dl、HDL-c 30mg/dl、NT-ProBNP 6204pg/ml

<入院時薬剤指示>

- 速効型インスリン スライディングスケール法
BS201-250 4単位、301-350 8単位、
350-400 10単位 401以上120単位
 - 特効型溶解インスリン 眠前8単位
 - ワーファリン錠1mg 3錠、
 - 他 HMG-CoA還元酵素阻害薬、抗血栓薬、降圧薬
- <医師指示>

1800kcal 食塩6g 糖尿病・心臓病・脂質異常症対応食。栄養指導計画としては糖尿病指導に関しては食品交換表7版を用い、減塩・脂質異常症と合わせての介入とした。

食事開始時に治療食の説明目的に初回実施。退院前に次回の初回外来指導日までの最低限目標について指導を行った。初回の外来指導からは糖尿病食事療法の進め方と患者の生活スタイルに合わせて可能な食事量療法について目標を設定して実施した。

心臓カテーテル治療のための再入院時には継続して指導介入し、病院食を指導媒体として用いる等、食事量等の確認し、理解を深めていった。

短期目標は間食をやめ、主食量（表1にて12単位/日）を厳守。中期目標としては、インスリン治療とワーファリン内服の治療が終了したいという希望を達成すること。長期目標としては食事療法と無理のない生活の両立とすること、体重は80kgを患者自身と相談して決定した。

初回介入後から半年で短期目標はある程度達成。2年後HbA1c 6.2%と改善、インスリン治療は終了し、その後1年でワーファリン内服も終了となり中期目標も達成した。現在、身長 175.5cm、体重 86.6kg、BMI 28.1kg/m²、HbA1c 6.3%で、指導は継続している。

【考察・結語】

未治療の段階からの栄養指導介入により治療の成果として患者自身でも自覚できる結果を出すことができた。数値としての改善はもちろんだが、短期・中期目標を達成するうちにあくまでもインスリン治療の終了やワーファリン内服の終了は治療経過であり、目標としなければならないことは、食事療法を自身の生活の中に根付かせ、継続させていくことだと患者自身の考えを変えられたという点であり、成果であったと考える。体重コントロールに関してはまだ改善目標に達しておらず、今後も継続して栄養指導を実施し、食事療法が食習慣として確立できる様に介入していく。

地域と連携した授業「減塩」への取組

東金市立西中学校 栄養教諭
大口 ちぐさ



【はじめに】

私が勤務している東金市立西中学校は、給食を自校方式により提供している。生徒は給食を楽しみにしており、食事と健康について結び付けて考えることができるが、実践することは難しい様子が見られる。

本市の特徴として、循環器系疾患による死亡率が国や県と比べて高いことから、保健所の指導を受け、市内小中学校の給食は薄味を基本としている。しかし、給食の残菜調査や食生活アンケートの結果を見ると、生徒は味付けの濃い料理を好む傾向にある。このことから、目に見えない塩分について考えさせる必要性を感じていた。

【目的】

健康寿命の延伸のためには、早くからの生活習慣病予防が大切であるが、平成30年の学校給食摂取基準の一部改正により、給食は更なる薄味を目指すこととなった。けれども生徒の理解を得ずに給食の塩分量を減らすことは、給食に対する満足度を下げることにつながりかねない。そこで本研究では、減塩をテーマに生徒が地域の健康課題から自分と家族の健康について考え、食生活を改善することを目的として授業に取り組んだ。授業には、市民の健康のために活動している東金市食生活改善推進員（現：食生活改善会員）をゲストティーチャーとして招き、生徒が的確で実践的なアドバイスを受け、深く学べる場面を設定した。

【方法】

（1）追跡調査（平成30年度～令和元年度）

調査対象：平成30年度・・・2年生（94人）

令和元年度・・・3年生（92人）

調査時期：①平成30年度10月、3月

②令和元年度6月

調査内容：減塩に関する知識の有無

意識・行動調査

（2）授業実践（平成30年度 2年生）

成長期にある生徒が、減塩の必要性を自分の問題として捉え、食べる量を減らさずに減塩する工夫を考え出せるよう、担任・栄養教諭・東金市食生活改善推進

員（現：食生活改善会員）それぞれの役割分担を明確にした。班の人数を少なくし、誰もが班活動に参加して発言できるようにした。生徒からは、私たちの予想を超えた意見が発表された。

〈役割分担〉

担任：授業の導入、班活動説明、発表

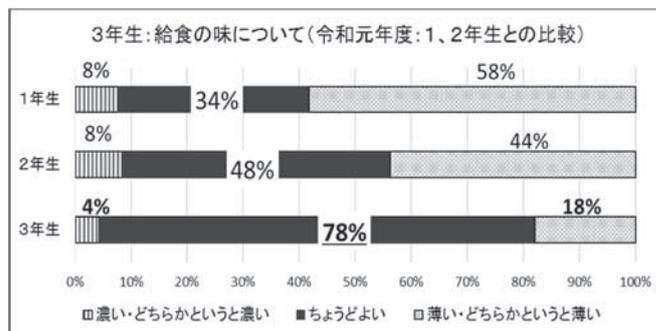
栄養教諭：塩分基礎知識説明、発表内容コメント

推進員（現会員）：健康課題の提示、班活動での助言及び、減塩のポイント等情報提供

【結果】

平成30年度、授業前後で「減塩」に対する認知度と意識を調査したところ「減塩という言葉を知っている」割合は指導前67%から指導後97%に増えた。また、「減塩を意識している」割合も、指導前39%から指導後65%に増えた。給食時にも献立表の塩分量をチェックしたり、麺料理の汁を残したり等の減塩を意識した行動変容が見られた。

令和元年度は、「給食の味について」調査したところ、「ちょうどよい」と答えた割合は、減塩の授業を受けた3年生が78%、受けていない1年生は34%、2年生は48%で、大きな差が見られた。



【まとめ】

授業で生徒が考え、発表した「減塩の工夫」は、給食での工夫と重なり、毎日の給食が健康を考えて作られていることへの理解につながった。これにより、給食について正しく理解させる必要性を改めて感じた。また、追跡調査の結果を校外外に示したことで、生徒が抱える食生活の課題について家庭科教員から授業の依頼を受け、行った。給食試食会では、保護者から味付けや家庭の食事内容について考える機会になったと感想を受けた。

今回の研究では、校内での連携はもちろん、東金市の健康増進課と食生活改善協議会（現：食生活改善会）の協力を得られた効果が非常に大きい。生徒の食生活に関する課題と地域の課題は関連していることが多く、地域との連携は欠かせない。今後も、未来あふれる子どもたちの健康のために、給食を中心につながりをもった食育を行いたい。

2019年9月 台風15号における 職場影響調査の結果報告

(公社) 千葉県栄養士会
医療事業部企画運営委員長
非常災害対策委員会副委員長
佐々木 徹



【目的】

2019年9月9日に千葉県に上陸した台風15号の勢力は、関東として過去最強クラスとなり、千葉県のほぼ全域が甚大な影響を受けました。給食施設でも影響が出たところが多くあり、今回の実体験が各施設における災害対策に繋がることを目的に、「職場影響調査」を実施しました。

【方法】

千葉県栄養士会医療事業部およびJDA-DAT千葉のメンバー、その他、医療事業部で展開しているLINE@を利用して幅広く声掛けをし、アンケートを実施しました。アンケートはFAXおよびGoogle Formsを使用して行いました。Google Formsを利用することによりPC端末や携帯端末から簡単に入力・送信が可能となります。図1



図1：携帯端末からの入力・送信が可能

【結果】

66施設からご回答いただき、記述式の質問では詳細に回答を得ることができました。ご協力感謝申し上げます。

【考察及び結語】

今回の台風被害では、停電と水害が中心であることがわかりました。図2

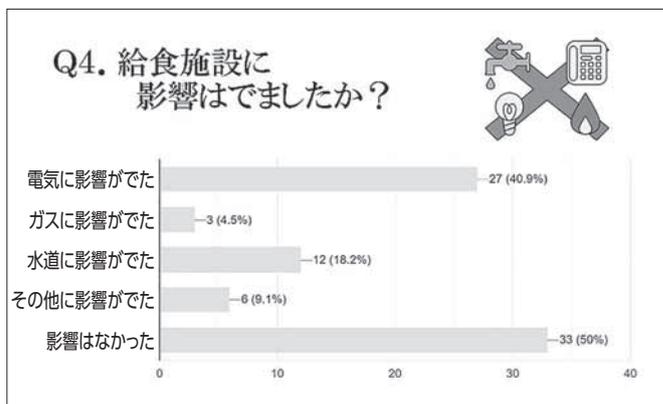


図2：給食施設への影響

停電による被害によって生じた問題は、電波障害・食材の物流・給水および排水・厨房機器・配膳下膳業務などが、また水害では断水・雨漏り・浸水が挙げられました。

備蓄としては、食料の他に、ガス器具・ディスプレイ・ドライアイス・発電機（ガソリン、カセットボンベ）、ヘッドライト・ランタン・電池などが実際に必要であったとの意見が寄せられていました。

その他、職員自身の被災、また倒木などによる道路状況の悪化に伴い、スタッフが出勤できず人員不足が生じたことや、次亜塩素酸ナトリウムや煮沸での消毒を余儀なくされたなどの報告も多くありました。

今後、必ず起こる災害のため、職場における更なる災害対策の一助として、今回の「職場影響調査」をぜひご活用いただけると幸いです。

調査結果は、千葉県栄養士会のホームページ「事務局からのお知らせ（投稿日：2019年12月3日）」またはこちらのQRコードから読み取れます。

